

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正することについて

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年11月25日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

幼児教育上望ましい集団性を確保することを目的として、秦野市立大根幼稚園を秦野市立ひろはたこども園に一体化することに伴い、同幼稚園を廃止するため、改正するものであります。

秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

秦野市立学校の設置に関する条例（昭和39年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第3 秦野市立大根幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第71号 秦野市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表第3（第1条関係）		別表第3（第1条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
秦野市立北幼稚園	秦野市菩提375番地	秦野市立北幼稚園	秦野市菩提375番地
(略)	(略)	<u>秦野市立大根幼稚園</u>	<u>秦野市南矢名三丁目11番1号</u>
		(略)	(略)
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>			